

告 発 状

熊本県警本部長 中尾 克彦 殿

平成 23 年 2 月 21 日

告発人 印

告発人 印

告発人 住所
氏名 御船の明日を創る会
電話

告発人 住所
氏名 御船の明日を創る会 事務局
電話

被告発人 住所
氏名 御船竹資源開発株式会社

被告発人 住所
氏名 御船竹資源開発株式会社 代表取締役 別役武

告発の趣旨

被告発人の下記行為は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 30 条、同法 11 条、同法 32 条に該当するので、被告発人らの厳重なる処罰を求める。

告発事実

被告発人御船竹資源開発株式会社は、熊本県御船町において「地域バイオマス利活用交付金」の交付を受けて事業を行う間接補助事業者として、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用をしてはならない法律上の義務を負っていた者、被告発人別役武は平成 21 年 5 月 26 日より被告発人御船竹資源開発株式会社の代表取締役の地位にあったものであるが、被告発人御船竹資源開発株式会社は、遅くとも平成 22 年 1 月 27 日までの間に国から交付を受けた 2 億 9279 万 3000 円のうち、1463 万円をほしいままに着服し、もって事業の目的外の用途に使用したものである。

告発の理由

1 被告発人について

(1) 被告発人御船竹資源開発株式会社について

被告発人御船竹資源開発株式会社は、平成 20 年 10 月 17 日付けで設立された竹を原料とした製品の開発、製造、販売等を目的とした株式会社であり、御船町における「地域バ

イオマス利活用交付金」との関係では、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という）上の間接補助事業者である。

なお、その本店として登記されている熊本市小峯2丁目6番64号に同社の実体は存在せず、後記別役武が代表取締役として登記され、実権を握っている。

（2）被告発人別役武について

被告発人別役武は、平成20年10月17日から平成21年5月25日まで、上記被告発人御船竹資源開発株式会社の取締役の任にあった者であり、平成21年5月26日以後は、同社の代表取締役の任にある者である。

2 御船町における竹バイオマス事業と竹バイオマス交付金

御船町における竹バイオマス事業とは、平成20年10月16日付けで、被告発人御船竹資源開発株式会社が御船町に提出した事業計画に基づくものである。

同事業計画を受け、御船町は、同年10月27日、農林水産省に対して、被告発人御船竹資源開発株式会社を地域バイオマス利活用交付金事業の「間接補助事業者」とする事業実施計画を申請した。

これを受け、農林水産省は、平成21年1月27日、御船町に交付金2億円を交付し、その交付金を同年2月10日、御船町が被告発人御船竹資源開発株式会社に対して補助金として2億円交付した。

さらに同年4月3日、被告発人御船竹資源開発株式会社から御船町に提出された実績報告書に基づき、同月23日、農林水産省から御船町に対して交付金92,793,000円が交付され、同年5月29日、御船町から被告発人御船竹資源開発株式会社に対し、補助金92,793,000円が交付されたものである。

したがって、被告発人御船竹資源開発株式会社は、御船町を通して、平成21年5月29日までに、農林水産省から合計292,793,000円の補助金が交付され、当初の設立目的に従って事業を開始する予定であった。

3 御船町議会における調査特別委員会の設置と領収書偽造行為の発覚

ところが、平成22年2月9日になって、自己資金確保が出来ないことを理由に突如として、被告発人御船竹資源開発株式会社から御船町に対し事業中止の申し出がなされ、その後、御船町も農林水産省に対し、事業中止の申し出をするに至り、補助事業自体が終了するという事態となった。この事業終了に伴い、御船町は農林水産省に対し、交付を受けた補助金292,793,000円を返還しなければならない状況となったため、被告発人御船竹資源開発株式会社からの補助金を取り戻す必要が生じたが、一向に返済されなかった。

御船町議会は平成22年2月25日付けで竹バイオマス事業に関する調査特別委員会を設置し、また、同年4月7日には、被告発人御船竹資源開発株式会社の資金状況などを調査するため、地方自治法に基づく百条委員会を設置した。

これらの一連の調査の中で、被告発人御船竹資源開発株式会社は、「地域バイオマス利活用交付金」として間接交付された補助金292,793,000円の用途に関する領収証等の資料提出を求められた際、御船町を通じて、上記補助金と同額の使途を証明する領収証を提出した。

その後、同町議会百条委員会において、148,170,000円分の領収証を発行していた株式会社ヤスジマ（以下「(株)ヤスジマ」という）に対し、実際の金員の流れを証明する会計帳簿等の提出を求めたところ、(株)ヤスジマからの回答文書には、148,170,000円のうち、133,540,000円の受領に関する記載（振込みの記録）は存在したが、残額である1463万円についての記載がなかった。

そこで、同町議会百条委員会は、この1463万円についての受領の事実の有無を(株)ヤ

スジマに再度確認したところ、(株)ヤスジマから、平成 22 年 7 月付け文書にて「平成 22 年 2 月、機械類の注文支払いに供したと言う 1463 万円分の領収書の発行を被告人別役から要請されたため、『入金されていないものに対して、領収書の発行は出来ない』と、これを断ったものの、被告発人別役から、『後日必ず入金するから』と、領収書の発行を再度要請されたため、平成 21 年 7 月 25 日付け 417 万円の領収書コピー 1 枚と、平成 22 年 1 月 27 日付けで、計 1046 万円の領収書 3 枚のコピーの合計 4 枚、1463 万円分の領収書コピーを、被告発人別役にファクシミリ送信した」旨の返答がなされた。

これは、(株)ヤスジマからの文書は、すでに被告発人御船竹資源開発株式会社が間接交付を受けた補助金 292, 793, 000 円のうち、1463 万円分については内容虚偽の領収証を発行させられたことを自認するものである。被告発人らは、この 1463 万円の金員を、補助目的外に流用して着服し横領していたため、御船町議会の調査特別委員会、及び百条委員会に対して「地域バイオマス利活用交付金実績報告書」等に沿う領収書の提出が出来ず、このままでは目的外流用、及び横領の事実が発覚すると考え、(株)ヤスジマに対し、内容虚偽の領収証の発行を迫り、これを入手して百条委員会に提出し、補助金目的外流用、及び横領の事実発覚を免れようとした可能性が極めて高い。

4 結論

以上より、被告発人御船竹資源開発株式会社には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 30 条、同法 11 条の罪が成立し、その代表取締役である被告発人別役武についても同法第 32 条の両罰規定により処罰すべきである。

以 上

添付書類

百条委員会最終報告書、百条委員会議事録、百条委員会資料（竹バイオマス事業年表、御船竹資源開発株相関図、百条委員会記録提出先、内容及び結果）、百条委員会資料（記録提出要請、証人出頭要請等）、御船町議会議事録、地域バイオマス利活用交付金事業実施計画書、地域バイオマス利活用交付金の割り当てについての書類、事業実施計画の変更（中止）にかかる書類、地域バイオマス利活用交付金申請書類、御船町全員協議会議事録、議会広報あおぞらより（バイオマス関連一般質問等、百条委員会中間報告、議会報告会）、住民監査請求書